

第47号議案

東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月5日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

東大和市立やまとあけぼの学園条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同号ア中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同号イ中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同号ア中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改め、同号イ中「第5条第20項」を「第5条第22項」に改め、同号ウ中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。